

社会福祉法人涌谷町社会福祉協議会 評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人涌谷町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条の規定に基づき、評議員の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、報酬として月額3,000円を支給することができる。

(費用弁償)

第3条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、費用弁償として月額2,000円を支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は、毎月21日に支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、正職員給与退職金規程第9条第2項に準じた日とする。

2 報酬等は、当該会議等に出席した都度集計し、前月分の実績を翌月支給する。

(報酬等の支給形態)

第5条 報酬等の支給は口座振込とし、本人の指定する本人名義の金融機関の口座振込により本人に支給する。ただし、口座振込が困難な場合は現金で支給することができる。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給することができる。

(出張旅費)

第6条 評議員が、その職務のため出張する場合は、社会福祉法人涌谷町社会福祉協議会職員旅費規程に準じて旅費を支給する。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年2月13日から施行する。